九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

フランス大革命の憲法における人民主権の問題

柳, 春生
九州大学法学部

https://doi.org/10.15017/1560

出版情報：法政研究. 34 (5/6), pp.23-50, 1968-03-20. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

フランス大革命の憲法における人民主権の問題

柳　春生

はしがき

一九六七年十一月二日九州大学文学部会議室においてフランス大革命研究の権威アルベール・ソブール教授を囲む全学的研究集会がもたれた。そこでは、フランス大革命並に近代市民革命にかんする諸問題に対するソブール教授の見解が述べられた。フランス大革命にかんして提起された問題は、㈠一七九三年―九四年ジャコバン党の権力の階級的本質、㈡一七九三年フランス共和国憲法と権力分立の問題、㈢一七九三年臨時革命政府の意義、であった。ソブール教授は、第一の問題にたいしては、反革命にたいするモンタニヤール（ジャコバン）とサンキュロット（都市の大衆）と農民とのフロン・ポピュレールが形成された、ただジャコバンは革命的ブルジョアを含む複雑な構成で、分裂をおこした、第二の問題にたいしては、一七九三年憲法は権力分立の原理をとり入れなかった、第三の問題にたいしては、臨時革命政府は戦時状態と結びついた政府という意味で臨時的であるということであって、一七八九年人権宣言に表明された権力分立の原則に矛盾するから臨時的性格をもつ、というオラール（A.Aulard）の見解は誤りである、[一]と答えられた。つぎに、市民革命にかんしては、ソブール教授は、無産大衆と民主主義との関連性の問題を提起

された。

以下私の研究は、このような問題提起を契機として、フランス大革命の憲法、すなわち、一七九一年フランス憲法、一七九三年フランス共和国の憲法（ジャコバン憲法）をつらぬく民主主義の基本問題たる人民主権の問題を考察したものである。一七九三年憲法は遂に実施をみなかったとはいえ、フランス革命における民主主義の精神の象徴ともいわれている。だが、ジャコバンの現実の政治体制たる臨時革命政府にかんする考察は関連するかぎりで触れるにとどめた。

つぎに、フランス大革命の研究の意義であるが、この革命は民主主義的なブルジョア革命の典型として評価されるにとどまらない。この革命においては、つねに人民大衆が推進力となり、民主主義の発現の担い手であったという疑もない事実は、プロレタリア革命との弁証法的関連性をあらわしている。それゆえに、フランス大革命のすぐれた研究者ワルター・マルコフがいうように、典型的なブルジョア革命の研究は、必然的にプロレタリア革命の研究に先行しなければならないのである。(二) カール・マルクスにおいても、彼におけるフランス大革命の研究とそれにたいする批判が、革命的民主主義から共産主義への彼の世界観の成長の重要な要因となっている。(三) それで、このような観点と問題意識において、フランス革命の研究と評価は正しくなされるであろう。

（一）　オラールについては後の註六〇参照。

（一）　**Walter Markov, Jacques Roux und Karl Marx.**1965.s.3.

（二）　一八四三年にマルクスはフランス大革命の歴史を深くかつ系統的に研究した、とマルコフはかいている。(Ibid. s..5)

（一）

フランス大革命の歴史を考察するに際して、我々は、絶対君主制と旧制度（アンシアン・レジーム）にたいする第三身分ならびにすべての被

抑圧階級、すなわち人民との闘争、およびこの革命の過程において成長する資本制生産がもたらす階級的矛盾のなかで民主主義がいかにしてたたかいとられてゆくか、ということに重要な関心をむけねばならない。たしかに、フランス大革命においては、その発展の諸段階をつうじて基本的な推進力となったのは、民衆の力である。しかし、この歴史的時期の諸条件のもとでは彼等の要求と意識とはブルジョア民主主義の域をこえていなかったし、また革命の課題も必然的に民主主義にあった。革命が専制君主制と旧制度にたいする闘いであるかぎり、人民主権の確立が民主主義の展開の端初となる。それゆえに、人民主権が革命の過程でいかにたたかいとられていったか、ということから考察を始めよう。

一七八九年八月二六日「人および市民の権利の宣言」第三条はいう。「全主権の原理は本質的に国民（ナシオン）（**nation**）に存する。いかなる団体も、いかなる個人も、明示的に国民に由来することなき権威を行使することはできない。」(二)

一七九一年九月三日フランス憲法は、一七八九年人権宣言の全条項を憲法典の前文としてかかげているが、その本文のなかでも主権についてつぎのような規定を加えている。「主権は単一、不可分にして、譲渡されえず、かつ時効にかかりえないものである。それは国民に属する。人民のいかなる部分、いかなる個人も、主権の行使を自らに付与しない。」（第三篇第一条）

それでは、主権の主体としてのこの国民（ナシオン）とはいかなる意義をもつであろうか。

宮沢俊義氏は、これを国民主権主義と表明されている。(三)樋口謹一氏も述べられているように、絶対君主制との闘争としてのブルジョア革命は、被治者の主権としての広義の国民主権の原則を措定する。(三)だが、国民の本質はなにか、それはどのように理解されているか、ということが問題である。竹原教授はその論文「近代ナショナリズム思想の形成」のなかで、フランスナショナリズムの歴史的分析をつうじて国民（ナシオン）の本質を民族と規定されている。(四)その論拠と

されているのは、シエースの思想である。彼は「第三身分とはなにか」のなかでつぎのように述べている。「nationはあらゆるものに先立って存在する。それはあらゆるものに先立って存在する。それはあらゆるものの源泉である。その意志はつねに正当であり、法自体である。」(五)「nation とはなにか。共通の法律のもとに生活しつつ結合せる、かつ同一の立法議会によって代表される団体である。」(六) シエースは、国民主権の思想を表明しているが、国民の実体を第三身分（ブルジョアジー）と考えていた。人民主権の思想を提出したルソーにおいては、社会契約において形成される一般意志（volonté generale）が主権の源泉であって、そして主権とはこの一般意志の行使を意味し、さらに、一般意志の担い手としての、統一体をなしている人民（peuple）が主権者である、と規定されている。(七)

一八九一年憲法における主権の意味について、ルフェーヴルは、「権力そのものは共同体から発し、共同体の管理の下に置かれる……。」(八)と述べているが、また、「主権者は、市民の総体（l'ensemble des citoyen）、すなわち国民（nation）」(九)と説明している。そしてこの見解はソブールによっても継承されている。(一〇) ただ、彼は国民（ナシオン）の実体をブルジョアジーにみている。(一一) だから、彼はこれを抽象的な個人主義とみる。(一二) ソ連のカ・ア・モキチェフは「政治学説史」のなかでは、権力は国民全体（ナーツィア）に属する、と述べている。(一三) これらの場合、国王は国民という概念には含まれないと解せられている。だが、樋口謹一氏は、国民主権の意義について、個々の市民から疎外された、抽象的な実在たる「国民」が主権をもつといわれているかぎり、民主主義的な意味での人民主権の回避とみられている。(一四) また、マチエ「フランス大革命」のねずまさし、市原豊太訳註においては、国家主権として理解され、「のちの主権在民憲法までは、まだほど遠いものであった。」(一五)と述べられている。河野健二氏は、「王と人民とをふくめた国民主権論」と表現されている。(一六)

一七九一年憲法における主権の主体としてのnationは、樋口氏も指摘していられるように、内容が明確に規定され

ていないが、観念としては、単一の国民的共同体という集合的実在を意味していると考えられる。このときには、ロベスピエールも、国民（ナシオン）という表現をみとめている。それで、国民という観念には君主は含まれていない、と解すべきである。憲法第三篇第四章第三節第二条には、宣戦布告に際して、「フランスの王（ロア）の名において、国民（ナシオン）の名において」と規定されて、王と国民とが対立的に表現されている。また、第七篇第一条には、憲法を改廃する権利は国民にあることが宣言されている。そのかぎりにおいて、国民の性格は人民とも理解されえようが、ただ、この場合の国民主権は、後述するように、国民代表たる立法府とならんで王もまた国民の代表者（**representant**）とされ、王権との重大なる妥協を内包しているという意味で、民主主義的な人民主権とはいいえない、とはいえ、人民主権への過渡的形態として理解すべきであろう。国民主権の理解のためには、ヘーゲルが「法哲学綱要」のなかであたえている主権にかんする深い洞察をみる必要がある。

「国家にこそ主権は属すべきであるということが明らかにされていさえすれば、主権は国民（**Volk**）に存する、と言ってもいい。しかし国民主権（**Volkssouveränität**）を、君主のうちに現存している主権に対立するものとするのが、近ごろ国民主権について語られはじめた普通の意味である。[一七]」

ヘーゲルは、国民主権なる観念を君主主権に対立する観念として把握している。だが、マルクスは「ヘーゲル国法学批判」（**Kritik des Hegelschen Staatsrechts**）のなかでこの点についてつぎのように批判している。

「もちろん主権が君主のうちに現存するならば、人民（**Volk**）のうちにある対立的な主権をうんぬんするのは、ばかげたことである。なぜなら、主権はいかなる二重の、まして、相対立する現存（**Existenz**）をも、もつことができないということは、主権の概念のうちに含まれているのだから。けれども、

一、問題はまさにこうである。君主のうちに吸収されているこの主権は幻想ではないのか？君主の主権か、それと

も人民（フォルク）の主権か、これが問題である。」(一八)

マルクスがここで述べていることの真意は、主権は君主にあるべきか、それとも人民にあるべきか、ということであろう。人民主権は、君主主権の否定として提起される。

一七九一年憲法における国民主権の意義については、この憲法成立の歴史を理論的に追究すればいっそう明白となる。

この憲法の制定に際して、国民議会のみが憲法を制定する唯一の権威であるか、それとも制定には国王の裁可（**sanktion**）が必要であるか、ということが論議された。(一九)国王の裁可が必要であるという見解にたいして、ロベスピエールはつぎのように述べた。

「憲法典（**L'Acte constitutionel**）は制定された。……憲法が効力をもつための唯一の要件は、国民（ナシオン）の意志である。いかなる人（**homme**）も国民の運命の推移を阻止する権利をもたない、また国民の至高の意志（**Volonté suprême**）にさからう権利をもたない。

それゆえに、憲法の運命はルイ一六世の意志からの独立である。この原則は憲法制定議会で既にはっきり認められている。

……我々は憲法をルイ一六世の審査にまで提出するものではない。我々はただ『汝はフランスの国王たることを欲するか』と問いを出提するにすぎない。(二〇)」

このロベスピエールの主張は憲法制定国民議会で認められた。一七九一年九月一三日ルイ一六世は国民議会から提出された憲法典にかんして、自己の見解をつぎのように声明した。

「予は、汝等が予の受諾にまで提出した憲法典を綿密に審査せり。予はこれを受諾す、そしてこれを執行するであ

ろう。……

予は、人民の多数が憲法に与えた賛意を知悉していることを宣言する。予は、予が要求したこの仕事への協力を断念するものである。[二二]」

こうして、憲法制定への参加をみづから放棄したルイ一六世は国民議会で起立して国民と憲法にたいする忠誠を宣誓し、議員達は坐してこの誓いを受けた。[二三]それで、このような歴史的過程を考察してレヅロープはつぎのように結論している。「国民とその代表者たる国民議会が至高の権力をもち、国王は、国民議会に従属し、国民議会から権力をうける、それゆえに国民議会のみが憲法を制定する権限をもつ、ということはこれによって疑もなく明白である。[二三]」

このように、フランス国民の代表者たる憲法制定議会のみが、国王の裁可なしに、憲法を現実に制定しえた、というこの歴史的過程をつらぬく革命の力によって、一七九一年フランス憲法における国民主権の原則が確立された、とみられうるであろう。この国民主権の原理は憲法のうちにつぎのように表明された。「フランスには法律（ロワ）（**Loi**）の権威に優る権威はない。国王は法律によって統治し、法律の名においてのみ服従を要求しうる。」（第三篇第二章第一節第三条）

つぎに、主権の発現、主権の行使はこの憲法においてどのように構成されているであろうか。

ルソーは、「社会契約論」において、個々人は自己を共同体に譲渡してその構成員となることによって、特殊な自己を社会統一体の分子としての自己に転化する、と考えた。個々人の特殊意志は止揚され、全体性をもつ一般意志（**Volonte général**）が措定される。一般意志の担当者は、人民の結合体である。一般意志は、個別意志の集合でなく、共同体の福祉を目標とする、構成員の共通する意志であるかぎり、普遍妥当性をもつ。それとともに、一般意志が志向する対象もまた、一般性、普遍性をもつ。[二四]すなわち、「とりきめの対象となるものは、取りきめをする意志と

等しく一般的である。わたしが法律と呼ぶのは、この行為なのである。」[二五]だから、ルソーにおいては、法律は一般意志の表明である。[二六]「法律の対象は常に一般的である。」[二七]しかし、ルソーはまた、主権者が個別的対象に関係することを認めている。しかし「個別的な対象については一般意志はありえない。」[二八]だから、それは法律でなくて命令（デクレ）である、とルソーは考えた。

この見地は「人権宣言」においてつらぬかれている。「法律（Loi）は一般意志（Volonté générale）の表現である。」（第六条）法律は、国民の一般意志の発現である。では、この一般意志の表現たる法律の制定は、いかにしておこなわれるか。ルソーは、周知のように、一般意志は代表されえない、と考えた。

「だからわたしはいう、主権とは一般意志の行使にほかならぬのだから、これを譲りわたすことは決してできない、と。またいう、主権者とは集合的存在（être collectif）にほかならないから、それはこの集合的存在そのものによってしか代表されえない、と。権力は譲りわたすこともできよう、しかし、意志はそうはできない。[二九]」

「主権は代表されえない、これと同じ理由によって譲りわたされえない。主権は、本質上、一般意志のなかに存する。意志は決して代表されるものではない。意志はそれ自体であるか、それとも、別のものであるかであって、決してそこには中間はない。それゆえに、人民の代議士（les députés du peuple）は人民の代表者（représentant）ではないし、また代表者たりえない。彼らは、人民の受託者（commissaire）でしかない。彼らは何ごとをも終局的に決定することはできない。人民がみづから批准しなかった法律は、すべて無効である。それは、断じて法律ではない。[三〇]」したがって、「法律は一般意志の宣言にすぎないから、立法権（la puissance legislative）において、人民が代表されえないことは、明らかである。[三一]」

ルソーにおいては、主権者は集合的存在であるといわれているが、その実体は、統一体に転化した人民そのもので

ある。

しかし、人権宣言は、直接民主政とならんで、代議制度をも認めざるをえなかった。「すべての市民は自身でまたはその代表者をつうじて法律の制定に参与する権利をもつ。」（第六条）代議制度にかんして、シエースはつぎのような見解を述べている。

「共同体は意志をもつ権利を決して失わない。それは共同体の不可譲財である。ただ単に権利の行使だけを委任するに止まる。……

㈡ 代表者の団体は此の行使の全権を与えられていない。共同体はその権力のすべてを委ねずただ単に正しい秩序を維持するに必要な部分だけを委任しているにすぎない。

㈢ 従って自己に委任された権力の限界を越えることは、代表者団体の権限ではない。(三二)」

このように、シエースは、代議制度は共同意志の担当者たる国民共同体の主権性と矛盾しない、なぜなら、代表者には限定された権力の行使が委任されるのであって、決して全権力の委任とはなりえない、と考えた。すなわち、共同体の一般意志が代表者に全体として委任されるのでないから、共同体の主権は侵されない、とみられている。

一七九一年憲法は代議制度を採用した。「すべての権力がただ彼からのみ発するところの国民は、それらの権力を委任によってのみ行使しうる。フランスの憲法は代議制である。すなわち、代表者は、立法府と王である。」（第三篇第二条）

この場合、立法府の構成員たる議員は国民全体の代表者である、とされている。「代議士（**représentant**）は各県（**department**）で指名されるが、それぞれの県の代表者ではなくて、全国民の代表者（**représentant de la Nation entière**）である。」（第三篇第一章第三節第七条）

法律が統一体としての国民の一般意志の表明であるかぎり、法律の形成に直接に参与する立法府のメンバーもまた、国民全体を代表する、ということは形式論理的には矛盾していないかにみられうる。しかし、国民とは抽象的な実在とされている。現実において、なにが全国民の意志であるかは、議員の主観的判断に委ねられる。その判断が全国民の利益に真に照応する客観的なものであるか否かは、議員の意志には依存しない。したがって、議員は自己を選挙した個々の市民から、結局は人民から疎外される結果にもなりうる。ルフェーブルも、国民主権は選挙のときにのみ機能し、選挙された人民代表は人民から統制されることなき権限をもつ、と指摘している。(三三) 宮沢俊義氏もこの点についてつぎのように述べられている。「法の現実においては、いうところの国民と議員との間に何らの関係も存しない。国民代表の概念は現実に何らの関係の存しないところへ代表の観念を擬制することによって、法の現実に対してそれが実際にそうである以上の民主的な仮面を与え、それによって当時の社会の支配層へ奉仕することができたのである。(三四)」また、九一年憲法草案の討議のなかでロベスピエールも国民と国民代表とのあいだのこの矛盾を鋭く指摘し、主権は譲渡しえないというルソーの理論にしたがって、国民が彼の代表者にその権力を委任する（譲渡する）ときには、国民は自由ではなくなり、国民としては存在しない、と述べた。(三五) この点は、九三年憲法における直接民主制の導入、ならびにのちのパリ・コミューンとも関連する重要な問題点である。

小生産者の社会を構想したルソーにおいては、人民全体に共通する人民の意志は、一般意志として実在性をもって表象された。一般意志は、人民を構成する個々人の利害の共通と一致の表現にほかならないという意味において、全体性を獲得する。しかるに、社会が階級に分裂したときには、搾取する階級と搾取される階級とのあいだには、共通な一致は基本的にはありえず、ただ敵対的矛盾のみが存在する。この場合においては、「国民全体」なる観念は観念形態（イデオロギー）にすぎず、実在性をもちえない。そうではなくて、階級的な、根本的な矛盾、敵対的矛盾の止揚のみが、社

会を階級分裂と闘争とから救済するという意味において、社会的な全体性を獲得する。この観点は、平等の観念を社会・経済的に構成することによってえられるが、フランス大革命においては、発生の萌芽をもったにせよ、プロレタリアートの政治的・精神的未成熟のなかにあっては発現することが困難であった。

しかるに、パリ・コミューンにおいてはそうではない。コミューンは一定の目的、すなわち階級と階級支配そのものの廃止、収奪者の収奪、という目的をもった。したがって、コミューンは、やはり国民代表（**Nationaldelégation**）[三六]という形式をとったにせよ、本質的には労働者階級の代表であった。それゆえにコミューンの代議員と彼等を代表として選挙した人民とのあいだには、観念的にも、現実的にもなんら矛盾はなかった。それゆえに、マルクスが述べているように、コミューンの代議員は選挙人にたいして責任を負い、「いつでも解任することができ、またその選挙人の命令的委任（**mandat imperatif**）に拘束されることになっていた。」[三七] 代議員は、国民代表という形式をとりつつ、その性格においては、主権をもつ人民の受任者にすぎない。それゆえに、代議員の行為が選挙人たる人民大衆の階級的利益と矛盾するときには、議員は人民によって解任される。ここに、真正の人民主権が貫徹される。

九一年憲法は、代表の観念においてなお重大な矛盾を内包していた。すなわち、「フランスの憲法は代議制である。代表者は立法府と王である。」（第三篇第二条）これは、立法機関と王とがひとしく国民の代表者（**représentant de la Nation**）として主権の行使を国民から委任される、という意味であろう。議員は、国民の一部であり、同じく国民の一部たる選挙区の有権者と選挙という法的・社会的連繋を構成している。しかるに、国王は国民の一部ではない。しかも、王権は世襲となっている。「王権（**Royauté**）は不可分にして、現に君臨している家系（**race**）に世襲的に委任される。」（第三篇第二章第一節第一条）絶対君主制と旧制度（アンシヤン・レジーム）の完全な廃止・否定が革命の基本的任務となっているとき、国民と対立的関係にある君主に国民の代表者たる性格を擬制することは、明白に矛盾である。だか

ら、九一年憲法の国民主権はかかる矛盾を内在するままの国民主権であることが理解される。(三八)

さらに、この憲法は、すべての市民が立法に参与する権利をもつ、という人権宣言第六条の規定にも拘らず、普通選挙制、直接選挙制を採用せず、制限選挙、間接選挙、等級選挙制を採用した。市民は能動的市民（citoyen actifs）と受動的市民（citoyen passifs）とに区分され、能動的市民のみが選挙権・被選挙権をもつ。受動的市民は、財産からのみならず、選挙権、被選挙権からも疎外された。能動的市民の資格は、年齢二五才以上の男子、その他一定の担税能力、「少なくとも三日分の労賃の価値に等しい直接税を支払っていること」（第三篇第一章第二節第二条）である。能動的市民が選出する選挙人（エレクトウール）の資格は能動的市民よりもきびしく、最低一〇〇日分、一五〇日分、最高四〇〇日分のその地方での労賃の価値に等しい財産所有者である。（同第七条）(三九)

被選挙権の資格は、二五才以上の男子たる能動的市民で、特定の財産所有によって制限されていない。「その身分、職業、租税負担がいかなるものであろうと、すべての能動的市民」（第三篇第一章第三節第三条）である。とはいえ、立法議会の議員は、土地所有者で、金一マルク（約五二ルーブル）の租税負担を資格要件としていた。(四〇)

（二）

九一年憲法においては、国民主権の原理とともに、権力分立主義が他の一つの原理として措定された。この二つの原理がいかに組成されているか、ということを検討しよう。

八九年の人権宣言は権力分立の原則を提起した。「権利の保障が確保されず、権力の分立（la séparation de pouvoirs）が定められていない社会は、憲法をもたぬものである。」（第一六条）こうして、権力分立の原則の導入が憲法存立の不可欠的要件とされた。(四一) この原理は九一年憲法に前文として確認され、そしてつぎのように構成され

た。

「すべての権力の唯一の源泉たる国民は、それらの権力を委任（**délégation**）によってのみ行使しうる。フランスの憲法は代議制である。すなわち、代表者は、立法府（**le corps legislatif**）と王（**le Roi**）である。」（第三篇第二条）

国民は主権者である。しかし、国民は主権の行使を立法府と王とに委任する。したがって、立法権と執行権とは、同等の権威をもって国民の主権を行使する権能を国民から賦与され、そのかぎりにおいて、立法権力と執行権力とはそれぞれ独立性をもち、法的に同位にある、と解される。しかし、他方、「フランスには法律（**Loi**）の権威に優る権威はない。」（第三篇第二章第一節第三条）と法律上位の原則が規定されている。これは、主権者たる国民の総意の表明として法律の権威の表明であり、民主主義の原理の発現であるとみられる。それゆえに、さらに憲法制定の経過をも考慮するとき、理念としては、立法権の優位と権威が定立されている、とみられるうるのではなかろうか。(四一) 但し、それも王権との関係において内的矛盾をもっていた。

立法、行政、司法三権力の分立はつぎのように規定されている。

「立法権（**Pouvoir législatif**）は、人民（**peuple**）によって自由に選出される有期の代表者によって構成される国民議会（**Assemblée Nationale**）に委任せられ、国王の裁可（**sanction**）のもとに、国民議会によって行使される。」（第三篇第三条）「法律を提案し、議決する（**décréter**）」機能は、「排他的に立法府に委任せられる。」（第三篇第三章第一節第一条）

「政府は君主制である。（**Le gouvernment est monarchique.**）すなわち、執行権（**Pouvoir exécutif**）は王（**Roi**）に委任され、王の権威のもとに責任ある大臣（**ministre**）および他の官吏（**agent**）によって行使される。」

（第三篇第四条）「最高執行権（Pouvoir exécutif suprême）は排他的に王の手に存する。」（第三篇第四章第一条）

これは、フランスが君主政体をとることを意味する。そして、「王国（Royaume）は単一にして、不可分である。」（第二篇第一条）と規定される。

さらに、司法権の独立については、つぎのように規定されている。

「司法権（Pouvoir judiciaire）は、人民によって適時に選出される、裁判官に委任される。」（第三篇第五条）

「司法権は、立法府によっても、王によっても行使されえない。」（第三篇第五章第一条）

このように、立法権は国民議会に、執行権は国王に、司法権は裁判官に委任された。樋口氏は、これについて、市民による「主権の行使は法の形成、すなわち立法への参加のみに局限され」[四二]とみられているが、司法への参加をも含む、と解すべきであろう。国王は、憲法に宣誓したとはいえ、かつ法律にまさる権威はないという規範が措定されているにもかかわらず、なお相対的に国民から独立している。すなわち、「王の人身は不可侵にして神聖である。その唯一の称号はフランス人の王（Roi des Français）である。」（第三篇第二章第一節第二条）

まづ立法権から考察しよう。

立法権は、任期二年で国民によって選ばれる、常設の、一院制の議会たる立法国民議会（アサンブレ・ナショナール・レジスラチーヴ）（Assemblée Nationale Législative）に属する。「立法府を構成する国民議会は、常設にして、一院のみによって構成される。」（第三篇第一章第一条）法律を提案し、議決する権限は、排他的に国民議会に委任され（第三篇第三章第一節第一条）、したがって、「執行権はいかなる法律をも、たとえ暫定的法律でも、制定することができない。」（第三篇第四章第一節第六条）国王は、ある案件（objet）を考慮に入れるよう議会に要請しうるにとどまる。（第三篇第三章第一節第一

条）国王は、しかし、議会で議決された法案の裁可を拒否する権限をもつ。これは、「この拒否は停止的でしかない」（第三篇第三章第三節第二条）と規定されているように、停止的拒否権（**veto suspensif**）といわれ、法律の発効の停止を意味する。[四三] しかし、議会が三会期つづいて同一法案を議決するときには、国王は拒否しえない、裁可したものとみなされる。（第三篇第三章第三節第二条）そして、王の同意は署名となる。（同第三条）だが、この停止的拒否権は、執行権の立法権への重大なる介入・侵害を意味する。[四四] 法律の公布（**promulgation**）も王によってなされる（第三篇第四章第一節第一条）が、国王は議会の解散権をもたなかった。

しかし、国民議会は行政機関を監視する権能をもった。これは、大臣および行政官吏にたいする刑事責任を追求する権限である。「大臣および執行権の主要な官吏の責任を国家高等法院（オート・クール・ナショナル）（**la haute Cour nationale**）に起訴する」権限、「国家の安全と憲法に反する」犯罪にたいして大臣を国家高等法院に起訴する権限（第三篇第三章第一節第一条第一〇項）が、それである。

国民議会は、さらに、財政権を掌握した。この権限は、「人権宣言」第一四条、第一五条に規定された民主主義の原理――「すべての市民は自身でまたはその代表者により租税の必要を確認し、これを自由に承諾し、かつその使途を監視し、かつその分担額・標準・徴収および徴収期間を定める権利を有する。」（第一四条）「社会はすべての行政官吏に報告を求める権利を有する。」（第一五条）――に照応するもので、第三篇第三章第一節第一条に規定されている。すなわち、「公共の支出を定めること」（第二項）、「租税を確定し、その性質、その分担額、その徴収の期間および方法を定めること」（第三項）、「王国の各県に直接税を割り当て、公共の全収入の使用を監視し、これにかんする報告をなさしめること」（第四項）、である。

また、国民議会には、行政にかんしては、「公職の創設と廃止を議決する」（同第五項）権限、「国有地の管理お

よび譲渡」（第九項）を定める権限、通貨の呼称等を決定する権限（第六項）、軍事にかんしては、毎年陸海軍の兵力、給与、徴募、進級を決定する権限（第八項）、外国軍隊をフランス領土に入れることを許可し、禁止する権限（第七項）、等があげられる。さらに、対外関係にかんしては、宣戦については、国王の提議を前提とするが、議会の議決が不可欠とされ（第三篇第三章第一節第二条）、講和については、議会が王に交渉を要請し、義務づける権限をもち（第三篇第三章第一節第二条）、平和条約その他の条約については、国王が締結し署名する（第三篇第三章第三節第三条）が、議会の批准（ratification）が不可欠の要件とされた。（同、第一節第三条）

つぎに執行権について考察する。執行権についてはつぎのように規定されている。

「執行権は王に委任され、その権威のもとに責任ある大臣（ミニストウル）その他の官吏によって行使される。」（第三篇第四条）

「最高執行権は排他的に王の手に存する。すなわち、王は王国の全国行政の最高の首長である。公共の秩序および安寧の維持についてそなえる配慮は王にゆだねられる。」（第三篇第四章第一条）さらに、「王は陸海軍の最高の長である。すなわち、王国の対外的安全にそなえ、王国の諸権利と諸領土とを維持する配慮は、王に委任される。」（同）

また、王は法律執行のために、法律に適合する命令（proclamation）を発する権限をもつ。「執行権は、……ただ法律の執行を命じまたは想起せしめるために、法律に適合せる命令を発することができるに止まる。」（第三篇第四章第一節第六条）

したがって、六名の大臣および陸海軍司令官、外交使節の任命は、王にあった。[四五]すなわち、「王のみが、対外的政治関係を維持し、交渉をおこない、隣国のそれと比例した軍備をなし、彼が適当と判断するように陸海の武力を配分

し、戦争の場合は武力の指揮を規整する。」（第三篇第四章第三節第一条）軍事にかんしては、兵力決定等軍政の重要事項は議会の権限にあるが、軍の統帥権（陸海軍の指揮権）は王にあった。すなわち、「国家の安全を守るため、外敵にたいして国家の武力（force publique）の全部分は、王の命令（ordre）のもとに行動する。」（第四篇第七条）

最後に、行政機関を構成する国王と行政官との関係であるが、大臣その他の行政官の責任の対象は王であり、そのかぎりにおいては行政官は王の補佐機関であろう。したがって、「王のみに大臣（ministre）たちの選仕および免職の権利が属する。」（第三篇第二章第四節第一条）しかし、たんにそれのみにとどまらない。王の命令（ordre）は王みづからの署名（signé）と大臣による副署（contresigné）を要件として執行される。（第三篇第二章第四節第四条）また、大臣は、国家の安全と憲法にたいするあらゆる違反にたいして、個人の財産と自由のあらゆる侵害にたいして、責に任ずる。（同第五条）

以上の考察によって、国民主権の原理、したがって法律優位の原理の基礎のうえに立法権、執行権の権力分立が法的に確立されていることは明白である。この統治体制にたいし、ソブールは、王権にたいする議会の優越とみるが[四六]、階級的には、この立憲君主政体は、ブルジョアジーの支配とみられる[四七]。

(II)

一七九三年六月二四日憲法制定の任務をもつ国民公会（コンヴァンション・ナショナル）（La Convention nationale）は、フランス共和国のために新憲法を採択した。

この憲法は、フランス共和国が単一国であって、連邦制をとらないことを明記する。「フランス共和国は、単一に

して不可分である。」（憲法典 **Acte constitutionel** 第一条）共和制は、革命によって君主制の崩壊のうえにたたかいとられたものである。したがって、国民主権（**la souveraine nationale**）という表現も依然としてとられているにせよ（「人権宣言」、第二三条）、内容的には、君主に対立する人民（**peuple**）が主権の主体であるという意味をもつ。こうして、人民主権（**la souveraine du peuple**）が措定される。「主権は人民に存する。主権は単一不可分にして、譲渡されえず、時効にかかりえない。」（「人権宣言」第二五条）それゆえに、「人民のいかなる部分も、人民全体の権力を行使することができない。しかしながら、主権者の集会（**souverain assemblée**）の各部分は、完全な自由をもってその意志を表明する権利を享有しなければならない。」（同第二六条）「主権をのっとるすべての個人は、自由な人びとによって即座に死刑に処せられる。」（同二七条）

この点は、ロベスピエールの草案ではつぎのように述べられている。

「主権者の集会の各部分（**section**）は、完全な自由をもって、その意志を表明する権利を享有しなければならない。それは、あらゆる構成された権威から本質的に独立である。」（「人権宣言草案」第二〇条）

主権者の集会には、人民の一切の権威ある集会が含まれる、と解せられるであろう。憲法典は、さらに、人民を説明して、つぎのように規定している。「主権者たる人民（**le peuple souverain**）は、フランス市民の総体（**université des citoyens Français**）である。」（憲法典第七条）このように、人民とは、全体的な観念ではあっても、九一年憲法における国民（ナシオン）のように抽象的な観念でなく、内容が明確に規定された、具体的な観念である。

つぎに、人民による主権の行使についてはつぎのように規定されている。

「各市民は、法の形成、受任者（**mandataires**）および代行人（**agent**）の指名に協力する平等の権利をもつ。」（「人権宣言」第二九条）

これは、法の形成、すなわち立法のみならず、法の執行にまで人民主権が滲透する、という民主主義の原理を表現している。(四八)

この憲法もまた代議制度をみとめた。それは、国民代表（**la représentation nationale**）と表現されているにせよ（憲法第二一条）、これは人民の受任者の意味である、すなわち、人民から主権行使を委任されたものである。だが、国民代表の選挙は、九一年憲法とちがって、直接制をとった。「人民は直接にその代議士（**député**）を指名する。」（憲法典第八条）そのために、「フランス人民は、主権を行使するために郡（カントン）（**canton**）の第一次集会（**assemblées primaires**）に配置される。」（同第二条）すなわち、人口四万単位の割合で一名の議員が選出される。（同第二二条）具体的には、人口三万九千から四万一千となるような第一次選挙人集会連合――これが現小の選挙区をなす――が、「直接に一人の代議士を指名する。」（同第二三条）九一年憲法における能動的市民と受動的市民との区別、選挙における財産上の資格制限は徹底された。市民についてはつぎのように規定された。「年齢満二一才以上の、フランスに生まれかつ居住するすべての男性は、フランス市民の諸権利の行使をみとめられる。」（同第四条）したがって、二一才以上のフランス市民たる男性は選挙権をもつ。つぎに、被選挙権も、「市民権を行使するすべてのフランス人」（同第二八条）と規定されているように、同じく二一才以上の男子にある。

つぎに、人民主権を基礎にして、立法権と執行権との関係はどうなっているであろうか。前述のように、九一年憲法では権力分立の原則がつらぬかれた。九三年憲法における人権宣言は、八九年の人権宣言第十六条における権力分立の規定を欠いている。そして、人権宣言第二六条の規定、「主権者の集会の各部分は、完全な自由をもって、その意思を表明する権利を享有すべきものである」は、人民権力の権威を表明したものであろう。だが、ロベスピエールは、一七九三年五月十日憲法にかんする演説で、権力分立を肯定しているかのような発言をしている。「権力（**pou-**

voir）は分離される。……立法と執行はきちんと分離される。……」[四九]「執行、立法、司法の諸機能（fonctions）は分離される。」[五〇]すなわち、彼は、すべての公務員（foncitionnaire public）は主権者たるフランス人民の受任者（mandataire）である、したがって人民にたいして責任をもつ、という見地にたって、立法、執行、司法の諸機能は分たねばならぬ、と考えている。だから、固有の意味における権力分立主義とは稍々ことなっている。しかし、美濃部博士は「権力分立主義は維持せられた」[五一]という見解をとられている。しかし、フランス革命の研究家たちは権力分立主義とはみていない。河野健二氏は、「これはモンテスキュー的な権力の機構的分立ではなくて、諸機構の階層編制を規定している。」[五二]と述べ、樋口謹一氏も、「権力分立を否定する原則にしたがったもの」であり、立法機関と執行機関とのあいだには前者に対する後者の「機関的従属が成立している。」[五三]とみられている。また、ソブールは、この憲法は行政にたいする立法の優位を保障している、とみている。そして、ソブール教授は、一九六七年十一月二日九州大学文学部における研究集会での発言のなかでも、九一年憲法は権力分立を明記したが、九三年憲法は権力分立の原則をもって構成されていない、と述べられた。問題を具体的に検討しよう。

主権者たる人民の総意は法律である。ロベスピエールは、「人権宣言草案」のなかで、「法律は人民の意思の自由なかつ厳粛な表明である」（第一五条）と表現したが、「人権宣言」では、「法律は総意の自由なかつ厳粛な表明である」（第四条）と表現された。ルソーの一般意志の観念が継承されている。

法律の制定を機関の機能とする立法府（コール・ジスラチフ）（Corps L'egislatif）は、九一年憲法におけると同様に、一院制をとる。「立法府は単一にして不可分であり、常設である。」（憲法典三九条）これは、国民議会（L'assemblée nationale）と称ばれる。国民議会の議員は、形式的には全国民の代表とされた。「各代議士（député）は国民全体（la nation entiére）に属する。」（同第二九条）任期は一年である。しかし、九一年憲法におけるとちがって、議員は人民の受

任者とみられ、人民から疎外されていない。さらに、人権宣言第二八条の規定「人民は常にその憲法を再検討し、改正し、および変更する権利を有する」、第二九条の規定「人民は法律の形成に参与する」という直接民主政の原理に照応して、「人民は法律について表決する」（憲法典第一〇条）、人民（初級選挙会）に憲法改正に関する発議権は帰属する（同第一一五条）、と規定される。

立法府の機能についてはつぎのように規定されている。「立法府は法律を提案し、命令を議決する。」（第五三条）このように立法府は法律案を提案する。法案は立法府を通過したのち一定の手続によって主権者たる人民による修正または廃棄がみとめられているにたいして、命令は立法府で可決されるのみで発効する。法案が法律となる手続はつぎのとおりである。立法府で可決された法案（le projet）は、「提案（Loi proposée）という名称のもとに、印刷され、共和国の全市町村に送附される。」（第五八条）「提案の送附後四〇日以内に、もし過半数の県において、その各県の適法に形成された第一次集会の十分一が異議申立しなければ、法案は受理され、法律となる。」（第五九条）「もし異議申立があれば、立法府は〔全フランスの〕第一次集会を召集する。」（第六〇条）そして全フランスの第一次集会が審議し、原法案と異議申立とのいずれをとるかが人民の意思によって決定されるのである。(五四) 憲法の改正、憲法の条項の改正の要求が提出された場合にも、立法府は全フランスの第一次集会を召集し、審議せしめる。（第一一五条）このように、代議制度は直接民主政とは不可分離に融合している。法律の終局の決定者は人民である。ソブールは、民衆は直接民主制を要求し、指導する上層部は代議制を主張した、とみているが、これにかんするロベスピエールの思想は重要である。彼はつぎのように述べる。

「立法府の成員は、人民がこれに第一の権力をあたえたところの受任者（mandataire）である。しかし語のほんとうの意味においては、彼等は人民を代表するとはいえない。立法府は法律と命令とをつくる。法律は、人民がこれ

を正式に承認したときにはじめて、法律としての性格をもちうる。この瞬間までそれは法案にすぎず、この瞬間においてそれは人民の意思の表現となる。命令は、人民が批准するまでは執行されえない。なぜなら、彼がそれを承認することを意味するからである。すなわち、彼は異議を申立てない、人民の沈黙は承認とみされる。政府が他の原則をもつことは不可能である。〔人民の〕この同意は明示もしくは黙示である。しかし、いづれにせよ、いかなる場合においても、主権的意思は代表されえない、意思は推定されるのみである。受任者は代表者たりえない。」(五五)

ロベスピエールはルソーの思想を正しく継承して、議員は人民の受任者であり、独立性をもたない、とみた。それでは、法律の対象はなんであるか。ルソーにしたがって、法律は「一般的」、命令は「個別的」として理解されている。(五四条、五五条)法律の対象となるものは、民事および刑事の立法、歳出と歳入、国有地の管理、税の性格と配分、貨幣制度、宣戦、領土の新たなる一般的区分、公教育、偉大紀念の公の栄誉、である。(五四条)命令の対象となるのは、陸海軍の年々の兵力の決定、フランスの領土における外国軍隊の通過の許否、外国海軍の仏港への入航、治安のための緊急予防措置、公共救助・公共事業の分配、貨幣鋳造の命令、非常支出、ある行政部門・市町村・公企業にたいする特殊的な措置、領土の防衛、条約の批准、軍総司令官の任免、執行会議の成員および公務員の刑事責任追求、共和国の全般的安全にたいする隠謀者の弾劾(五五条)、領土の部分的変更、国家報償、その他「全国行政各部の長官(**agent an chef de l'administration générale**)の数および職務の決定」(六七条)、である。

つぎに執行機関の権限を考察する。

執行機能は、二四名の成員によって構成される合議体たる執行会議(**conseil exécutif**)、すなわち内閣に課せられた。(六二条)執行会議のメンバーは、各県の選挙集会(**L'assemblée électorale**)が指名した一名づつの候補者が集めた全国リスト(八三名)から立法府によって選ばれる。(六三条)執行会議の成員の任期は二年で、毎年二分

一改選される。執行会議の権限はつぎのように規定されている。「執行会議は全国行政の指導および監視に任ずる。執行会議は、立法府の法律および命令においてのみ行動しうる。」（六五条）執行会議は法律と命令の執行にかんして議会にたいして責任を負い（七二条）、さらに内閣員は怠慢にたいして立法府から告訴される。（七一条）

このように、執行会議には全国行政の指導という任務が課せられる、全国行政の指導権は執行会議がにぎるのである。そして、執行会議は行政の機能を遂行するために、「全国行政の主任代行人」すなわち行政各部長官を任免しもしくは訴追する。（七三条、七四条）それで、このことは、原則的には立法機能から執行機能がわかたれていることを意味する。さらに、執行会議は、外交官を任免し（六九条）、対外的に武装力を指揮する。（一一三条）このように、軍の統師権は執行会議にあるのではなかろうか。またそれは、「条約を交渉する」（七〇条）権限をもつ。但し、条約は立法府の批准を要する。

以上に考察したように、この憲法においては、立法府の権限が著大であり、行政府の権限は縮少されている。ソブールのいうように、基本的な権力は立法府にある。[五六] しかし、執行会議も、内外の行政の指導、軍統師の権限におけるように、なお重要な国務の事項にかんする権限を掌握している。しかし、立法府の権限は絶大であり、立法権の執行権にたいする優位は認めねばならない。しかし、それらの関係を、執行機関の立法機関にたいする機関的な完全従属とまでいえるであろうか。ロベスピエールは、立法機関も執行機関もいづれもが主権者たる人民の受任者（マンダテール）であるとみながらも、[五七] 立法機関に人民は第一の権力をあたえた、とみて立法機関の権威を認めている。九三年憲法における人権宣言第二九条、第三〇条は、人民の受任者（**manaataive**）と代行人（**agent**）とを区別して表現している。これは、人民の総意の受任者、代理人という意味であろうが、前者が立法機関、後者が行政機関を指していると考えられる。しかも、立法機関の成員たる代議士（デピュテ）のみが人民によって直接に指名される。それで、かかる法的関係を考慮すると

き、立法機関と執行機関とのあいだには権威の格差が成立しているとみられるが[五八]、しかし、立法と執行とのあいだには機能の区分は現存している。よって、これらのあいだの規範的関係は、立法権も執行権、人民の主権的権力に従属し、しかも立法権の権威と優位が現範的に確立している、と規定せらるべきであろう。すなわち、この九三年憲法における権力機構は、九一年憲法にみられるような権力分立主義に依拠しているのではないが、他方、国民代表機関に全権力が集中されている、かのコミューン型国家のような権力機構ともことなるものである、と表現されるであろう。

しかし、この憲法の施行はフランスに平和が訪れるまで延期された。一七九三年十二月四日 **Décret constitutif du gouvernement Revolutionaire**（「革命政府の構成令」）によって中央集権的統治組織が確立された。革命の力を結集した国民公会（**Convention nationale**）は主権的権力を賦与され、至高の権威をもった。「国民公会は政府を動かす力の唯一の中心である。」（法令（デクレ）、第二節第一条）[五九]それは、自己の九名のメンバーからなる、反革命との闘争機関たる公安委員会（**comité de salut public**）を組織した。ここに、オラールも指摘しているように[六〇]、権力分立は完全に否定され、人民権力としての独裁権力機構が組織された。この革命政府は、革命的ブルジョアジー、サンキュロット、農民の内外の反革命にたいする統一戦線の政権であった。一九四八年マルクスは、ドイツにおけるブルジョア民主主義革命を考察して、つぎのように述べた。「すべて革命のあとにつづく臨時的な国家秩序は、独裁を、しかも精力的な独裁を必要とする。」[六一]

九三年のモンターニュ憲法における権力構造はこのような展望をもって具体的に考察されねばならないであろう。なお、この臨時革命政府とジャコバン党の独裁の問題は、パリ・コミューンに関連する重要な意義をもつのであるから、その考察はまた稿をあらためることにする。

（一） L. Duguit, H. Monier, R. Bonnard, Les Consitutions et les prinsipales lois politiques de France depuis 1789.1952.p.2. なお、一七九一年フランス憲法のみならず一七九三年憲法についてもこのテキストによる。

（二） 宮沢俊義「憲法の原理」、一九三頁。

（三） 桑原武夫編「フランス革命の研究」、一〇二頁。

（四） 竹原良文「近代ナショナリズム思想の形成」（「ナショナリズムの政治学的研究」）、六二頁。

（五） シーエス「第三階級とは何か」、大岩誠訳、八四頁。

（六） 同書、二八頁。

（七） Contrat social. p.250. 桑原、前川訳「社会契約論」、四二頁。恒藤武二「ルソーの『社会契約』説と『一般意志』の理論」、桑原編「ルソー研究」、一三八頁参照。

（八） ルフェーヴル「フランス革命」、清水泰平訳、二三〇頁。

（九） Georges Lefebvre, La Révolution Française. 1963.p.166.

（一〇） Albert Soboul, Précis d'histoire Révolution Française. 1962.p.146. Histoire de la révolution Française. 1.1962.p.206.

（一一） Précis. p.152.

（一二） 一九六七年・十一・二、九大での研究集会におけるソブールの発言。

（一三） K. A. Mokichev, Istorija nolitcheskix ucheniy. 1965.s.234.

（一四） 樋口、前掲論文、一〇六頁。

（一五） マチエ「フランス大革命」、邦訳上、一六八頁。

（一六） 河野健二「フランス革命小史」、九四頁。

（一七） G. W. F. Hegel, Grundlinien der Philosphie des Rechts. G. Lasson. §279.s.230.

（一八） Marx-Engels Werke. Bd 1.s.229—230. なお、榊利夫「マルクス主義と実存主義」、三九頁参照。

（一九） Robert Redslob, Die Staatstheorien der französischen Nationalversammlung von 1789.1912.s.68. 宮沢、前掲書、一九六頁。

(二〇) Oeuvres de Maximilien Robespierre. Tome Ⅶ. p.649—695.698—699.なお、ロベスピエールはまたつぎのように述べている。「憲法が成立するために不可欠な、唯一の要件たるものは、国民（nation）がそれを欲することである。いかなる権力も国民の至高の意志を阻止し、またそれにさからう権利をもたない。」(ibid. p.697.) vgl. Robert Redslob, Die staatstheorien der französischen Nationalversammlung von 1789.1912.s.72—74. なお、宮沢、前掲書、一九六頁。

(二一) J. M. Thomson, French Revolution Documents 1789—94.1933.p.107. Vgl. Redslob, ibid. s.73.

(二二) Redslob, a. a. O. s.73. 宮沢、前掲書、一九六頁。

(二三) Redslob. a. a. O. s.73.

(二四) 野田又夫「ルソーの哲学」、桑原編「ルソー研究」、四七頁。

(二五) J. J. Rousseau, Contrat social. p.258. 桑原、前川訳、五八頁。

(二六) ルソーは、「人民全体（corps du peuple）の意志の表明（déclarée）は、主権の一行為であり、法律となる。」(contrat social. p.251.邦訳、四四頁。) と述べている。

(二七) contrat social. p.259. 邦訳、五八頁。

(二八) ibid. p.258. 邦訳、五八頁。

(二九) Contrat social. p.250. 訳、四三頁)

(三〇) ibid. p.302. 訳、一三三頁。

(三一) ibid. p.302. 訳、一三四頁。

(三二) シーエス、前掲書、八三頁。

(三三) G. Lefebvre, La révolution Française. p.170.

(三四) 宮沢、前掲書、一〇一頁。

(三五) Oeuvre de M. Robespierre. Tom. Vll. p.612. Vgl. Redslob, a. a. O. s.124.

(三六) Marx-Engels Werke. 17.s40.

(三七) ibid. s.340.

（三八）樋口、前掲論文、一〇六―一〇七頁、宮沢、前掲書、二〇二頁、参照。

（三九）しかし、これについて、ソブールは、その他方での十日分の労働の価値に等しい価値に等しい租税を支払うもの、と述べている。（**Histoire de la révolution Française. I. p.210.** 邦訳、一三一頁。）

（四〇）**Soboul, ibid. I. p.210.** 訳一三二頁。**Lefebvre, ibid. p.170.**

（四一）宮沢、前掲書、一四七頁、樋口、同論文、一〇〇頁、一〇三頁、参照。

（四二）樋口、同論文、一〇三頁。

（四三）河野、上掲書、九七頁、参照。

（四四）ルフェーブルは、この停止的拒否権について、権力分立を無視するものとみている。（**G. Lefebvre, ibid. p.171.**）

（四五）**Lefebvre, ibid. p.171.**

（四六）**Soboul, ibid. I. p.217.** 邦訳上、一三四頁。

（四七）**Soboul, ibid. Lefebvre. ibid. p.172.**

（四八）なお、憲法典第九条も、主権者たる人民は、行政官、司法官の選出を選挙人に委任することを規定している。

（四九）**Marc Bouloiseau, Robespoierre: Discours et Rapports à la Convention. 1965, p.141.**

（五〇）**ibid. p.155.156.**

（五一）美濃部達吉「議会制度論」、三五頁。

（五二）河野、前掲書、一四八頁。

（五三）樋口、前掲論文、一〇〇頁、一一六頁。

（五四）樋口、前掲論文、一二六頁。

（五五）**Robespierre. ibid. IX. p.569.**

（五六）九州大学文学部における研究集会での発言。

（五七）**Robespierre. Discours. p.154.**

（五八）樋口、前掲論文、一一一頁参照。

（五九）**Thomson, ibid. p.263.**

(六〇) A. Aulard, Histoire Politique de la Révolution Française. 6ed. 1962. p.315—316.

(六一) Marx-Engels Werke. 5.s.399.

追記　本稿をかいて後、高野真澄氏のすぐれた研究「ジロンド・ジャコバン両憲法における人民主権実現の構想」（尾道短期大学研究紀要）、また杉原泰雄「国民主権の憲法史的展開(一)」（一橋大学「法学研究」6）をみることができた。